

「医療費のお知らせ」の配布について

1. 目的

「医療費のお知らせ」は、あなたとご家族の医療費を確認していただくものです。

- ・配布期間：2020年2月3日以降 順次配布
被保険者（従業員）の職場宛にハガキを送付します。
- ・注意事項：掲載内容は「2019年1～10月」診療分です。

2. 参考情報

「医療費のお知らせ」は、医療費控除の明細の一部としてご利用いただけます。

年間医療費(自己負担分)が10万円を超える場合、医療費控除が申告できます。

＜「医療費のお知らせ」の見方＞

2019年1月～10月の医療費のお知らせ

従業員氏名
健保 太郎
1000005# 1/1

受診者氏名
健保 太郎
2019年08月 本人外来
1
10000
7000
3000
0
0
0
0
0
0

医療機関名 ※! 注意③
健保 太郎
2019年08月 本人外来
1
126040
88228
37812
0
0
0
17000
健保 花子
柔道整復師
220
2254
966
0
0
0
健保 一太
220
854
0
0
0
0

窓口で支払った額 ※! 注意②

213180	149226	63588	0
0	366	0	17000

ここを確認!

医療費控除の明細書【内訳書】

1 医療費通知に関する事項
医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(9)を記入します。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実額を支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	円	円

注意

- ①「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費もあります(薬局での薬代等)。記載のなかった医療費については領収書に基づき、**ご自身で「明細書」に追記し申告してください。**(明細書は国税庁のホームページからダウンロードできます)
- ②「医療費のお知らせ」の記載内容が実際の負担額と相違・不足がある場合は、**領収書に基づいてご自身で訂正し、申告してください。**
- ③医療機関名が「柔道整復師」の場合は、**医療費のお知らせに領収書で確認した施術所名をご自身で訂正し、申告してください。**
- ④「医療費のお知らせ」が利用できるようになりますが、**税務署から領収書の提示、提出を求められる場合がありますので、領収書は必ず5年間保管してください。**

申請方法等、詳しくは、**国税庁ホームページ**をご確認いただくか、**最寄りの税務署**にお問合せください。

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>

医療費のお知らせに関するご質問は、
トヨタ車体健康保険組合 担当:内藤
内線:81-2755
外線:0566-36-3927
時間:月～金
8:30～12:00, 13:00～17:30